

変更前	変更後
貸金庫規定 １．（格納品の範囲） （１）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 Ａ．公社債券、株券その他の有価証券 Ｂ．預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 Ｃ．貴金属、宝石その他の貴重品 ただし、壊れやすいものは格納できません。 Ｄ．前に掲げるものに準ずると認められるもの （２）当行は（１）に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（新設）</u>	貸金庫規定 １．（格納品の範囲） （１）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 Ａ．公社債券、株券その他の有価証券 Ｂ．預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 Ｃ．貴金属、宝石その他の貴重品 ただし、壊れやすいものは格納できません。 Ｄ．前に掲げるものに準ずると認められるもの （２）当行は（１）に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（３）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>Ａ．現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。</u> <u>Ｂ．危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。</u>
<u>（新設）</u>	<u>２．利用目的の確認</u> <u>（１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が １．に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（２）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。</u>
<u>２．</u>（契約期間等） （略）	<u>３．</u>（契約期間等） （略）
<u>３．</u>（使用料） （略）	<u>４．</u>（使用料） （略）
<u>４．</u>（鍵の保管） （略）	<u>５．</u>（鍵の保管） （略）
<u>５．</u>（貸金庫の開閉等） （略）	<u>６．</u>（貸金庫の開閉等） （略）
<u>６．</u>（届出事項の変更等） （略）	<u>７．</u>（届出事項の変更等） （略）
<u>７．</u>（成年後見人等の届出） （略）	<u>８．</u>（成年後見人等の届出） （略）
<u>８．</u>（利用カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略）	<u>９．</u>（利用カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い） （略）
<u>９．</u>（暗証番号の確認、印鑑照合等） （略）	<u>１０．</u>（暗証番号の確認、印鑑照合等） （略）
<u>１０．</u>（損害の負担等） （略）	<u>１１．</u>（損害の負担等） （略）
<u>１１．</u>（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、<u>１３</u>（４）Ａ、Ｂ（ａ）から（ｅ）およびＣ（ａ）から（ｅ）のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>１３</u>（４）Ａ、Ｂ（ａ）から（ｅ）またはＣ（ａ）から（ｅ）の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	<u>１２．</u>（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、<u>１４</u>（４）Ａ、Ｂ（ａ）から（ｅ）およびＣ（ａ）から（ｅ）のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>１４</u>（４）Ａ、Ｂ（ａ）から（ｅ）またはＣ（ａ）から（ｅ）の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
<u>１２．</u>（取引等の制限） （略）	<u>１３．</u>（取引等の制限） （略）
<u>１３．</u>（解約等） （略）	<u>１４．</u>（解約等） （略）
<u>１４．</u>（貸金庫の修繕、移転等） （略）	<u>１５．</u>（貸金庫の修繕、移転等） （略）
<u>１５．</u>（緊急措置） （略）	<u>１６．</u>（緊急措置） （略）
<u>１６．</u>（譲渡、転貸等の禁止） （略）	<u>１７．</u>（譲渡、転貸等の禁止） （略）
<u>１７．</u>（規定の変更等） （略）	<u>１８．</u>（規定の変更等） （略）
以 上	以 上

変更前	変更後
保護預り規定 1．（保護預り品の内容物の範囲） この保護預りでは、次に掲げるものを当行所定のセーフティバッグに施錠のうえ、預けてください。 （1）保護預りには、次に掲げるものを格納することができます。 A．公社債券、株券その他の有価証券 B．預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 C．前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当行は前に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2．（契約期間等）（略） 3．（手数料）（略） 4．（鍵の保管）（略） 5．（保護預り品の受渡し）（略） 6．（届出事項の変更等）（略） 7．（成年後見人等の届出）（略） 8．（証書、届出印鑑または正鍵の紛失時の取扱い）（略） 9．（印鑑照合）（略） 10．（損害の負担等）（略） 11．（反社会的勢力との取引拒絶） この保護預りは、<u>13</u>（4）A、B（a）から（e）およびC（a）から（e）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>13</u>（4）A、B（a）から（e）またはC（a）から（e）の一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をおことわりするものとします。 12．（取引等の制限）（略） 13．（解約等）（略） 14．（保護預り品の一時引取り等）（略） 15．（緊急措置）（略） 16．（譲渡、質入れの禁止）（略） 17．（規定の変更等）（略） 以 上	保護預り規定 1．（保護預り品の内容物の範囲） この保護預りでは、次に掲げるものを当行所定のセーフティバッグに施錠のうえ、預けてください。 （1）保護預りには、次に掲げるものを格納することができます。 A．公社債券、株券その他の有価証券 B．預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 C．前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当行は前に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>（3）保護預りには、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>A．現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。</u> <u>B．危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの。</u> 2．（利用目的の確認） <u>（1）保護預りの契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が 1．に定める範囲を 逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、営業室内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただく場合がございます。</u> 3．（契約期間等）（略） 4．（手数料）（略） 5．（鍵の保管）（略） 6．（保護預り品の受渡し）（略） 7．（届出事項の変更等）（略） 8．（成年後見人等の届出）（略） 9．（証書、届出印鑑または正鍵の紛失時の取扱い）（略） 10．（印鑑照合）（略） 11．（損害の負担等）（略） 12．（反社会的勢力との取引拒絶） この保護預りは、<u>14</u>（4）A、B（a）から（e）およびC（a）から（e）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>14</u>（4）A、B（a）から（e）またはC（a）から（e）の一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をおことわりするものとします。 13．（取引等の制限）（略） 14．（解約等）（略） 15．（保護預り品の一時引取り等）（略） 16．（緊急措置）（略） 17．（譲渡、質入れの禁止）（略） 18．（規定の変更等）（略） 以 上